

明日の裁判所を考える懇談会(第7回)協議内容

1. 日時

平成15年1月29日(水)15:00～17:00

2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員

(最高裁判所)

竹崎博允事務総長,大野市太郎刑事局長

[オブザーバー:梶谷玄最高裁判所判事,濱田邦夫最高裁判所判事,横尾和子最高裁判所判事,滝井繁男最高裁判所判事,小池裕審議官,大谷直人秘書・広報課長,中山隆夫総務局長,山崎敏充人事局長,大谷剛彦経理局長,園尾隆司民事・行政局長,山崎恒家庭局長]

4. 議題(第7回テーマ「裁判員制度」)

- (1)裁判員制度について意見交換
- (2)今後の懇談会の進め方について
- (3)次回以降の日程について

5. 会議経過

- (1)意見交換の概要は以下のとおり。

(最高裁)

審議会意見で裁判員制度の導入が決まっているが,非常に大きな問題であるし,今回の改革の中で一番国民に直接影響を及ぼす問題であろうと思われる。具体的な姿は,これから制度設計がなされるわけで,大部分は未定である。そういう意味で,この議題は,最も委員の意見をお伺いしたいところである。

さし当たり、今回は、裁判員になっていただく国民とはどのような範囲の人を考えたらいいか、また、どのような人になっていただくべきなのか、あるいはなっていていただくともま
ずいのかという問題について御意見を伺いたい。

(最高裁)

まず、裁判員制度の手の流れと、裁判員はどのような事件を扱うのか、あるいはど
ういう役割を果たすのかということをお初に説明させていただき、次に、裁判員の選
定手続についてご説明したい。

まず、資料2をご覧ください。「準備手続」で、争点はどこにあるか、争いのある
事実と争いのない事実を確定する「争点整理」という手続を行う。そして、そこでど
のような証人を調べるのかということを決め、審理の予定を立てることになる。その手続
が終わった段階で、裁判員の選定手続に入ることになる。

裁判員が選ばれると審理、つまり公判手続が始まる。この公判手続の中で、審理の
中間で裁判官が裁判員と一緒に合議するということもあるかと思うが、最終的には
「評議」ということで、裁判員と裁判官とが有罪、無罪の判断をする。それから仮に有
罪であると判断した場合には、どういふ刑を科したらよいかについて、裁判官とともに
議論し結論を出す。それに基づいて判決が行われ、一つの事件の手続がここで終わ
ることとなる。裁判員は、まさに刑事裁判の一番中核的な部分を判断するという役割
を担っていくことになり、その権限は評議において裁判官と全く同じだということになる。
それでは、どのような事件について裁判員がかかわっていくのかという点に関する資
料が資料3である。検討会等で意見が分かれているが、ここに記載した3つの案など
がある。A案は法律で定めた刑として死刑または無期懲役が含まれている罪で、殺
人とか強盗致死、強盗殺人のような非常に重い罪に関与するという案である。C案は
法定合議事件といって、法律で3人の裁判官で裁判を行なうと定められている、刑の
下限が原則として1年以上の事件に関与するという案である。B案は法定合議事件
のうち故意の行為によって被害者が死亡した事件、例えば、暴力を加えた上で相手
が死んだというような事件を含むというもので、傷害致死等が入ってくる。

平成13年に起訴された事件の数でいうと、A案が2440人、B案については一部の
罪について統計上、致死と致傷とを区別せずにとっているため、致傷も含めた数でい

うと1300人強であるが、対象外である致傷を除けば、もっと少なくなる。C案では4600人程度となっている。

そのような事件に、どれくらいの審理期間がかかっているかについての資料が資料4-1である。いずれの案についても5割から6割の案件が大体6か月以内で終わっているが、長い事件では2年を超えることもある。資料4-2では、各案における開廷回数が示されているが、これによると法廷を開く回数としては6回以内で判決が出されている事件が7割から8割という状況にあることがわかる。資料8-1,2は、その平均審理期間及び開廷回数を円グラフ化したものである。

資料9は裁判員の参加が見込まれる事件について、現在、どのように審理されているのかということ、イメージしていただくために作成したものである。これによると、非常に長くて、大変だと思われるかもしれないが、裁判員による裁判が実際に始まったら、先ほど述べたように、争点整理がしっかり行われるということになるし、現在は、2,3時間を一つの単位として期日をとることが否認事件等では多いのだが、今度の裁判員事件では恐らく全日、5時間程度をとることになるので、期日自体としては、半分くらいに減っていくと思われる。それから、現在は開廷回数がこの種の事件では、統計上、月1回程度の五月雨審理になっているが、裁判員事件では、連日的開廷になるということで、事件によっては週2,3回程度、場合によっては週4日もあるかもしれないので、審理期間も相当短くなるのではないかと考えられる。

次に、裁判員の選定手続については資料2にお戻りいただきたい。「裁判員の選定手続」にあるように、今度の裁判員制度は、選挙人名簿から無作為に抽出した人たちを名簿の基礎にすることとなる。そして、事件ごとにこの名簿の中から必要な人数を無作為で選び、この日に来てくださいと依頼する。そこで検察官、弁護人も立ち会って、裁判所で選定手続を行う。少し長くなる事件については、途中で裁判員に支障があったりすることなどから、補充裁判員という補欠の裁判員を用意しておかなければならない。資料5は、司法参加の制度をとる国で、出てきていただいた国民の方々にどの程度の補償ができるかということ国別に見たものである。日本の検察審査会では1日8200円以内の補償をしている。

続いて、今回の話題事項2について、裁判員にはどういう人になるかという資格の問

題がある。この点について、当然に免除される者と裁判所の裁量によってその義務を免れることができる者をそれぞれの国ごとに整理した資料が資料6である。これによると医師、看護師、司法官、弁護士等一定の職業に就いているということで、当然に義務が免除されるという国もある。また、裁量によって免除される者の中には、家族の負担、介護の問題、あるいは経済的な負担が非常に大きいというようなものも見受けられる。

(最高裁)

今回の話題を若干整理すると、人の問題について、裁判所側からすれば、どのような人に裁判員となっていただく義務を負っていただいでよいのかということがまず一番気になる問題である。審議会意見書では、先程説明したように、選挙人名簿からの無作為抽出ということが言われており、かつ裁判所から召喚を受けた裁判員候補者は出頭義務を負うということが明記されている。そして、健康上の理由ややむを得ないと認められる事情により出頭できない場合、あるいは過去の一定期間内に裁判員に選任された場合など、一定の場合にはその義務を免除されるものとすべきであるとしている。現実にはこのような形で実行できるかという問題が当然出てくるであろう。諸外国の陪審制をとっている国が、出頭の問題についてそれぞれ悩みを持っており、日本でも、検察審査員の出頭確保について、同様の悩みがあるので、そういう意味では、総論はよいが、各論になったときに担保できるのかということが一番心配される場所である。これについては、裁判の長さ等の負担の問題、あるいは社会的な条件や制度、経済状況も含めた問題も背景にはあるのではないかと考えられる。そういう意味で非常に広がりのある大きな問題であろうと思われるので、委員の方々の率直な意見等を聞かせていただければというのが今回の趣旨である。

(田中委員)

先ほどの説明を伺うと、国民が裁判員として裁判に関与するという制度を導入すると、裁判にかかわる業界というか、広く経済でいうと産業といえると思うが、この業界、産業の自己規律が高まることになると思われる。要するに無作為で当たった国民が裁判に関与する以上、当然裁判のあり方について合理的なものを求めることになる。だから、五月雨式に審理されては困る、争点整理をしっかりとっておいてくれということに

なると思われるし、これまで、それぞれの当事者が慣習上のいろいろな理由をあげて、長期化していたものを1日かけて行い、早く進むといった効果が期待されるだろうという予測を持っておられ、また、そうしなければ広く国民に参加をお願いはできないだろうという業界の側からの判断があることから、仮に、かなり困るという人も実際は出てきても、またそんなに時間をとられてはかなわんという人が実際にもいたとしても、裁判が国民のものとなり、しかも裁判にかかわる方々の中にあるべき本来の自己規律が外から見た意見により改善されるという前提ならば、恐らく広く国民に参加を促すことはできるのではないかと思う。

(大木委員)

先ほど広く国民に参加をお願いするということでの無作為抽出に関する説明の中にもあった、物理的な理由、すなわち健康とか、仕事上の都合、介護の問題、育児の問題とかによって出られない場合はどうしたらよいのかということも確かに問題だと思うのだが、そのほかに、仮に裁判員として関与した裁判の仕返しとかうらみとかからの安全の問題というのはどのように考えればよいのだろうか。

(最高裁)

一つには大型のテロ事件とか、その種の事件を外そうという意見がある。ただ、そうではない事件の中にも現に訴訟後問題のあった事件もあるので、事後の安全確保ということを考えなくてはいけないということもある。そこで、仮にテロ事件等を対象事件から外したとしても、それ以外の事件についてもフォローをしっかりと確保していかななくてはいけないという議論になるのではないかと思う。

(大木委員)

一番そこが気になる。率先し積極的になって、果たしてそれでうらまれたらどうするのだという不安はともあると思う。

(最高裁)

裁判員の名前とか住所とかは無論できるだけ伏せるという方法を考えなくてはならないが、法廷に出ていくと顔はどうしても見られてしまう。そこで国によっては覆面法廷というのがあるらしく、顔も見せないようにしているところもあると聞いている。

(大谷委員)

裁判員制度については審議会の意見書が出ているが、根本的なところで、大木委員の質問も含めて、この程度の論議の中で、このような段階で立法府に行くことは大丈夫であろうか。さらに言えば、私は裁判員制度そのものにすごく疑問を持っている。このようなことを言うのはおかしいことだが、できればかなり時間を割き議論したい。というのは、恐らく国会論議の中では、審議会で出てきた意見と今一生懸命取り上げている問題が、立法府の議論においても出てくると思う。できれば、ここでさまざまな問題点を出して、インターネットに掲載し、立法府に対し、これだけの問題があるということを知っていただくことも非常に大事ではないかと思う。意見書が出た以上は仕方がないと思うが、現場で取材している側からすれば、例えば、私は、この前も和歌山のカレー事件を朝から晩までずっと傍聴していたが、それと現場でいわゆる一般市民の反応を見ていると、逆にすごい怖さを感じた。我々からすれば非常に短く迅速に行われていると思われる裁判を、一般市民は何であんなに時間がかかるのかという。世論というのは大きく振り子的にシフトするわけであり、なぜ、最も一般市民が常識的に判断できるというか、意見を言いたい家事事件とか民事事件やみずからも被害者になり得るような事件、例えば交通事故とか窃盗というところから入っていかないで、重大事件から入っていくのか。そういうところも含めて、非常に我々は危険なものを感じている。それは意見書ありきということであれば、言っても仕方がないことかもしれないが、意見書を参考にしながらもっと議論を深めてもよいのではないかという気がする。

(平木委員)

最初の一般市民の反応は、私のように「いきなり明日懇の委員になってしまった。」というものに多分近いのだと思う。前回少し述べたが、私は、市民は、まず家庭裁判所の調停委員になったらというぐらいの感じを持つ。裁判員になるのはさらに後でもよいような気がする。私は学生に対し、もしあなたが「裁判員になったので出てきなさい。」と言われたらどうするのかという質問をした。そうしたら、とてもいろいろな反応があっただけでおもしろかったのだが、「そんな責任が重いものはまずできない。」という意見の人がかなりいて、それから「一体どれ程の責任を持って選んでくれているのだろう。」という意見があった。私たちはきっと選ばれているのだろうと思っているもので、「どのよう

に判断して選んでくれるのか。」というようなことも言っていた。次に「すねに傷持つ身の人間が来いって言われたって行きたくない。」というか、例えば「昔万引きしたというのを思い出してしまうので、そういう人間が、裁判所に来いと言われても、とてもではないが行きたくない、怖い。」とか、そんな意見もあり、非常に幅があるなと感じた。「とても責任があるので、大変だ。」という反応をした学生の方がとても少なかった。責任があるというのはすべての人が思うことで、だから何か非常に間を埋めないはずいなという感じがして、私は諸外国ではどうなのか、どれくらい失敗や大変な事件や困ったことがあったのか、すぐに聞きたくなった。

(大木委員)

議論を深めることは大事なことだと思う。昨年の11月だが、全国消費者大会というのがあり、私もその司法改革の分科会に少しだけ参加してみた。この裁判員制度に関する話が出た際に、「裁判員をやってみたいと思いますか。」との質問があった。50人程度の参加者の半分以上の人がやりたいとこれに手を挙げていた。すごい意欲というか、積極的だという感じはしたが、私は手を挙げられなかった。私に果たしてそういうことができるか、判断ができるかと、まずその不安やわからないことから、手を挙げられなかった。わからないけれども、やってみようという意欲の人や、わからないから手を挙げたという方もいるかもしれないということを思うと、これを実行するに当たっては、じっくりと裁判員とはこういうものだということを、国民全体が理解できるような、講演会など、いろいろなことを細かに行った上で、なるほどそれなら私も参加してみようと思えるような気持ちになるまで、議論というか、そういうものに時間をかけるということが大事なのではないかと感じた。

(最高裁)

大谷委員の指摘に対する回答になるかどうかはわからないが、現在、本部で考えられているスケジュールを述べると、おそらく今年の3月頃から具体的ないわゆる法案づくりの制度設計の議論に入り、来年の通常国会に法案を提出することを想定した作業が行われるのではないかと思う。集中改革期間が3年ということになっているので、平成16年の末までの間に基本的な立法作業の大半について終えようというのが基本的な発想であろうと思われる。

また、この場で議論したらどうかというご指摘だが、それがよいかどうかということは、必ずしも我々がやるべきことではないが、実は、この懇談会は、いろいろな方から関心をもたれており、インターネットでも楽しみに見ているという意見も複数寄せられている。そういう意味ではここで議論をしていただくことは当然それなりに外からも受けとめられるだろうというように考えている。

また、国会で審議をされる場合には、広い観点から改めて議論がなされるであろうと思っているが、当面、我々としては本部の進める立法作業に少しでも問題意識が反映されるような努力をしていくべきではなかろうかというのが基本的な立場である。

さらに、国民への理解の点では、まだ立法から実行に移るまでのプロセスというのは十分考えられていないであろうが、これだけの問題であるから、法律を作ったから直ちに施行ということにはならないわけで、相当の周知期間をとって施行に移されるものであろうと思っている。年単位の周知期間だとは思いますが、周知期間が何年ぐらいになるかということにはわからない。

(最高裁)

さきの陪審法のときには、大正12年に公布され昭和3年から実施ということなので、5年程の周知期間をとっている。

(松尾委員)

2年ほど前のことになるが、一昨年1月に司法制度改革審議会の参考人として呼ばれ、国民参加の問題について意見を述べたことがある。先ほどから各委員の意見を伺っていて、心の中では責任も感じているのだが、あと1年ほどでいよいよ最後の結論が出るのかなという思いがある。

ヒアリングの席で、もちろん参考人相互の意見も分かれたが、その場合の基本的な問題は、今度の改革を司法制度の改革としてとらえるのか、政治制度の問題として見るのかという点であったと思う。昨年の暮れに出た三谷太一郎教授の「政治制度としての陪審制」というすぐれた本があるが、その中で著者は、特に外国の歴史をさかのぼっていくと、陪審制にせよ参審制度にせよ、一種の政治的な変革という意味を持っていたと指摘されている。日本においても大正年代の陪審法制定のときには、政友会の原敬がほとんど政治生命をかけるくらいの意気込みで努力し実現したわけだが、

これに対する反対論は非常に強く、憲法違反だという主張を武器にして、帝国議会でも、それから枢密院でも、激しく争われた。そのときの陪審法論議は確かに政治制度としての改革論であったと思う。

しかし、今回はそうではない。司法制度改革審議会で使われている言葉のとおり、これは司法制度としての問題のとらえ方であると考え、ヒアリングの席でもそういう立場で意見を述べた。極端な言い方を敢えてすれば、もし政治制度としての改革を今やろうとするなら憲法改正の要否という議論にまで発展することになる。

大正年代にも、当時の大日本帝国憲法との関係で違憲論が強く出て、それをくぐるためにでき上がった陪審法の内容は、アメリカの陪審制度とは大きく違ったものでしかあり得なかったわけだが、今回も憲法違反でないような制度にしなければならないのは当然のことであり、日本国憲法は裁判所による裁判というものを基本に据えているので、その枠の中で、できるだけのことを考えていかなければならない。それが司法制度としての改革だという前提で説明したつもりである。

(最高裁)

国民の司法参加というのは、常に司法制度としての側面と政治制度としての側面と両面を持っていると考えているが、今回の裁判員制度が政治制度としての改革ではなく、司法制度としての改革であるという限界を画する一番のメルクマールとなるものは何か、どこで見分けをつけたらよいのか。

(松尾委員)

先ほど触れたヒアリングの際、政治制度としての理解に立つ三谷教授は、司法に対するシビリアン・コントロールの導入と言われた。これは、日本国憲法の66条にある文民条項を踏まえてのものである。一般には、そこまでの鋭い認識はないと思うが、司法制度改革推進本部では、裁判員制度等の問題についての意見募集をして、その結果を去年の12月にまとめている。その反応はかなり活発だったようで、4000件ほどのレスポンスがあったらしい。それを見ても非常に意見が分かれている。その中で、数から言えばかなり多い意見は、要するにアメリカの陪審制度に近いものにしたという主張で、これは政治制度としてのとらえ方だとも言えると思う。しかし、現在の司法制度改革には非常に多くの論点が上がっていて、国民参加の問題は、俗に目玉

の一つと言われてはいるが、それにしても多くの項目の中の一つなのであって、それを取り上げて政治的な変革だというのは、当たらない。今回の司法制度改革全体としてのねらいは、司法制度を隅から隅まで見渡し、できるだけの改善を施したいということで、その中の一つの問題として、国民参加という問題が取り上げられていると私は考えている。

(最高裁)

今ある裁判との連続性とか同時性とかということが司法制度というものの限界を画する一つの要素であるというように考えられるということなのか。

(松尾委員)

それもその通りだと思う。現実的には、先ほどからのお話に出ている裁判員に選ばれた人の不安とか責任というような問題も、これまでの制度で裁判所というものが厳としてあり、その中にいわば一体化されるというか、そういう形で裁判員が参加していくので、裁判官と同じ分量の責任を負わされるとまで考える必要はない。ただ、意見募集の結果などを見ると、まさにその点が不満で、裁判官を説得できるほどの人数を入れなければならないなど、これまでの制度と全く違ったものを持ち込みたいという考えもあることは確かだが、私はそれはとるべき道ではないと思っている。

(田中委員)

実際は選挙を通じてではなく選ばれた人に独立性を与えた場合でも、広く国民の参加、いろいろな意見を反映することが非常に重要である。中央銀行制度で言うと、例えばどういう物価情勢、景気情勢のときにどういう金融政策を行ったらよいのかというと、これは経済学の先生だけが集まってやればよいのではないかというふうに一般的には考えられるが、実際にはそういう制度は危ない。年金受給者の立場、あるいは給与生活者の立場を代表するとか、そういう意見の人がメンバーとして入っているかどうかということは結構重要であり、専門家だけで何かやっているというよりはもう少し広く選んだ方がよい。結局、インスティテューションとしての独立的な判断が結果として出てくるためには、広げた方がよいというのがある種の知恵なのだと思う。

アメリカの連銀制度も必ずしも経済の専門家ばかりが入ってきているわけではなく、そうではない人に広く国民代表というか、入ってもらうということになっている。広く国

民のチェックを受けているということ自体についても、何らかの形で裁判員が来るわけで、裁判官自身も何らかの形で多分説得、つまり、ある種のリードというものはあるわけで、専門家と非専門家がいたときに、非専門家の方は専門家に対してこれはどう理解したらよいのかと意見を求める。そのときにパーセプションができるようなロジックを持っている裁判官は、いろいろな事例を示した後に、こういうことが考えられるというようなある種教育的成果を期待されていることがあるのだと思う。楽観論かもしれないが、そういうところで練られたものは、結果として国民にとって望ましいものになると思う。民主主義の制度というのはそういう基盤を欠いたときにはもろいもので、そうすると裁判官もある種のマネジメント、あるいは説得能力が要ということが現実に試されるわけであり、その分だけ現場が鍛えられると思われる。

(最高裁)

裁判は、高裁、最高裁という裁判の系列で動いていくが、その裁判の系列の中に常に国民を意識した相互交流というものが生まれてくるであろうと思う。我々も、裁判員制度の持つ大きなメリットはそこにあると思っている。

(田中委員)

裁判ではなく中央銀行制度についてなのだが、日本よりもっといろいろな体験をしている国がある。アメリカの連銀制度を見ていると、例えばグリーンズパンの何がすごいかという、いろいろな意見を持った人がそのメンバーで入るのだが、これを説得してしまう。隣に座って説得するときにはひざに手を置いてでもやるという話があるくらいで、そこまでやるのかなと思うのだが、それは多分裁判官と裁判員が一つのミーティングをやったとしても、専門家と非専門家なのだから、これはこういうことが重要なんだと裁判官がいうことを妨げるものは何もないわけであり、現実にはそういうプロセスがあるのだと思う。

(大谷委員)

田中委員がいうように、確かに裁判員が入って、裁判官と論議するのは、民主主義というのは論議することによって鍛えられると私は考えているので、それはそのとおりだと思う。ただ、今のような導入の仕方の中で、片一方が言うように、また、田中委員も言うように、裁判官がきちんと事を説明し、リードしていこうということになってしま

と、これは本当にキャリアの職業裁判官と急にびっくりして飛び込んできた裁判員との間では、野球のボールを初めて見る子供とプロ野球の選手ぐらいの差があるわけで、こういう形でやる場合、果たして実効的効果が上がるのか。それから、そもそも極端な例としてマスコミがいろいろ報道している部分もあるが、現在キャリアの裁判官が出している判決や和解について、それほど世間と乖離があるのかないのかという問題もあると思う。

また、被告人が忌避できるのかとか、あるいは選ばれた人たちが免責になるのかということについても、私は基本的に制度的な論議ばかりしていた気がする。極刑事件をやるとなったら、例えば警察官は除く、弁護士は省くというのに、極端な話、妊娠中の奥さんがこれに当たったときにはどうするのか、そんなときに死刑判決なんてとんでもない、裁判所に出てくるのも嫌だというような議論だって下手したら出てくると思う。そういうきめ細かいことが果たしてこれだけの論議の中でできるのか。国民に対し、全国で公聴会を開くなり、模擬裁判で実際にシミュレーションを行ったりして、これの方がよくなった場合に初めて踏み出すべきである。こういうものに拙速に踏み出したときに、それこそ、かつての陪審員制度があっという間に消えたみたいに、逆に国民の司法参加の機会をまたつみとってしまうことになるのではないか。もっと時間をかけて10年かかってもいいから、国民が徐々に参加していけるという制度に私はすべきだと思う。

(松尾委員)

私は一昨年の審議会で、対象事件については、当初は中間的なものというか、最も重大な事件は避けて、ある程度の重さの事件から入って、徐々に広げた方がよいという意見を述べた。この点については、審議会では私の意見は採用されず、意見書の結論は「法定刑の重い重大犯罪」ということになった。その具体的な内容としては、先ほどの法定合議事件とか、あるいは死刑、無期に当たる事件とか、そういうものが例示されている。この意見書の内容は尊重しなければならないが、しかし少し分けて段階的に考えることはできるのではないか。

法定合議事件の中にも死刑、無期を含む最も重大な事件とその他の事件とがある。死刑、無期を含む方を仮に特別事件、その他のものを一般事件ということにすると、

法定合議という枠の中で両方とも裁判員制度の対象にしなければならないが、施行の時期を変えることはできるのではないかと思う。例えば、特別事件については、一般事件の裁判員制度を開始してから3年後に施行すると、そういうバッファーを置くことは考えられると思う。それでも、一般事件の中にも、強盗とか強姦とか、そういう重大なものは無論入ってくるわけだが、ただ死刑、無期という問題は起こらない。したがって、懐妊中の女性にトラウマを生ずるというような問題はとりあえず3年間は発生しないことになる。

(大谷委員)

なぜ、重大事件からという意見が審議会で通ってしまったのか。私も同じように思っているのだが、どのような議論でいきなり裁判参加というようになってしまったのか。

(松尾委員)

恐らく国民の関心が一番高い事件からということではないか。

(最高裁)

関心が高いということと、裁判官だけによる裁判よりも重い構成で重い事件を取り扱ってしかるべきであるというのも理由にあっただろうと思う。

それから、先ほどの国民が不満を持っているかということについて、確か読売新聞社が実施したアンケート調査だったと思うが、刑事裁判について、6割ぐらいの国民が不満があるというものがあつた。ただ、この6割の不満というのは、有罪、無罪ではなくて、量刑の不満も全部含めていたのではないかと思われる。

(大谷委員)

そのようなアンケート結果でいったら、裁判員が入った場合、被告人の方が不安だと思う。

(最高裁)

そこで弁護士会から一時量刑は除くべきであるという意見も出されようとしたし、あるいは出されたところもあったかと思う。しかし、審議会意見書は明確に事実の認定と量刑と双方の意見を課すべきであると言っているのです、量刑も含めてということにならざるを得ない。

(最高裁)

被害者保護が大きな問題として出ているので、それが影響してきているということもあると思う。

(大谷委員は、都合により退席)

(大木委員)

被害者保護の流れがあって、重大事件が裁判員制度の対象となったことも知らなかった。じっくり時間をかけて、国民が理解できる制度にしていきたい。

(最高裁)

理想的に言えば、制度設計までに十分な時間をとって進めていければよいのだが、時間的なスケジュールにあわせて考えていかざるを得ない。

(平木委員)

相当な議論を経て、裁判員制度を導入することが決まったのであろうから、やめた方がよいとは思わない。国民が様々なことに対して、もう少し心を配り、しっかり考え、人が人を裁くということに関して、自分もその責任を持つというような場に参加することは、国民の自己規律を高めるといような教育的な意味もあると思う。新しい考え方や裁判官だけが考えていることとは違う新しいアイデアが生まれる可能性に賭けたいという希望がある。

(大木委員)

私は、裁判員制度に反対だとは決して言っていない。講演や模擬裁判といった方法で理解を深めることをしてもらい、自分が裁判員という立場に立ったときにできることをきちんと説明してもらいたい。この制度は来年できるのか。

(最高裁)

来年の通常国会に法案が提出される予定である。それに先だって、この3月頃から本部の検討会を中心に立案作業が始まると思う。

(田中委員)

争点整理、審理期間、開廷回数について合理化し、国民の参加を求めやすいようにせねばならないというのは、裁判所側の判断なのか。

(最高裁)

合理化しないと、裁判所も進めていけないと思っている。意見書も、新たな準備手続、連日的開廷という形でそこを保障している。

(松尾委員)

日本の刑事裁判には、外国ではあまり聞いたことがない、「開廷間隔」という不思議な言葉があり、今日公判を開いたら、次は、例えば1か月先という間隔となっている。実際に統計で見ると、少し長くなる事件については、月に1回開廷が平均であり、少しおかしい。連日開廷はかなり難しいにしても、例えば、1週間に1回というような線まで動かしたいというのが、今度の改革の一つのねらいだと思う。

(最高裁)

それには様々な背景がある。刑事事件というのは、そんなに資力のある被告人ではない場合が多いと思うが、そこで、連日開廷を行うと、長期に係る事件の場合、弁護士が大変だということになる。そういう意味では、この問題は、公的弁護制度の充実の問題と非常に密接につながる。裁判員制度を導入し、集中した審理を行うためには、それに見合うだけの公的弁護体制をきちんと整備しておかなければならないという問題になってくる。今のままの審理では、裁判員制はなかなか動かない。

(松尾委員)

戦前の刑事訴訟法には、公判が15日以上延びたらもう一度やり直すという規定があったが、現在の法律にはない。更新の手続が非常に形骸化していたということが削除した大きな理由だけれども、15日だって長過ぎるから、連日開廷に近い形でやるべきだという気持ちもあったはずだ。実際には、15日という歯止めがなくなり、期日と期日の間が開いてしまう結果になった。

(最高裁)

意見書の中に、「判決書の内容は、裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のものとすべきである。」という記載がある。国民の司法参加を求めつつ、いわば裁判の中身、判決の質については今までと同じレベルを維持しなさいという思想がここにもあらわれているのではないかと思っている。日本の裁判は、判決書に詳しく理由や事実を書くことによって、国民の納得、支持、理解を得るというベースがあったわけだが、裁判員制ないしは国民の司法参加というのは、国民が参加することに一つの正

当性を得るという問題にもなる。その正当性と同時に、裁判の内容の正当性も確保しなさいということがここで要請されている。これは、裁判員制をとる上ではかなり難しいが、判決の内容はどの程度と考えたらよいだろうか。

(田中委員)

判決については、裁判員が入ることによって、素人にはよくわからない点をもう少し簡単に書いた方がよいということになるのか。

(最高裁)

当然もっとわかりやすくしないといけない。先程、田中委員が言われたような国民と裁判官との間のコミュニケーションが反映した判決でなければ、裁判員としては理解できないということになると思う。しかし、内容のレベルとしては、従前と同じものを目指しなさいという思想だと思う。

(松尾委員)

同じ性質の問題が上訴制度についてもあると思う。意見書は、控訴を認めるということころまでは書いてあるけれども、控訴審にも裁判員が加わるのかという問題が次に出てくる。私は、上訴審は裁判官だけで構成するということになるべきだろうと思う。

(平木委員)

なるべく民主的に公平に、誰を選ぶかということを考えなければならないというのは、とても難しいと思う。

(松尾委員)

くじ引きだから、「選ぶ」のではないかも知れない。

(平木委員)

例えば公務員、この人達は選ばれないでよいということを書かなければならない。

(松尾委員)

散文的に言えば欠格事由、資格がないということだ。

(平木委員)

外国の例を見ると、どんな基準で免除しているのかがとても難しいし、裁量によっても免除されるという。裁量をする人は誰なのか。

(最高裁)

裁判官である。

(大木委員)

海外に行くから駄目、介護するから駄目と言われた中から大丈夫な人を選ぶわけで、相当な作業量だと思う。

(最高裁)

当然免除のような形式的な判断については裁判官である必要はないが、裁量的な免除については、必ず限界事例が出てくると思う。これは裁判官でないと判断できない。申し出がある人を全て除いてしまうと、残った人はどういう人なのかということになり、被告人の立場からすれば、これでよいのかという人も出てくるだろう。逆に、いろいろな支障がある人でも免除しないということになると、今度は出てきてもらえなくなってしまう可能性が高い。人数が集まらないことには始まらないので難しい。

(最高裁)

検察審査会では、60歳以上の者は申し出れば当然免除となっている。外国では、退職した人や年金生活者といった比較的時間に余裕のある人がなっているケースがあると思う。60歳以上が免除というのは少し狭過ぎる気がする。

(最高裁)

検察審査会法は、昭和23年に公布され、その後、年齢については改正されておらず、今の時代に適合しているのかという問題はある。

(松尾委員)

具体的な手順としては、選挙人名簿からある方法でくじ引きをして何百人か選ぶ。そして、事務局のようなところで、選定された人に照会し、先ほどの資格を失う問題、あるいは特別な家庭の事情、そういうものを問い合わせる。前科の有無といったことも入るかもしれない。はっきり抜いてもよい人を除外した候補者リストができる。そこから先のことだが、私は、できれば第2次照会というのをして、あなたは比較的短期間の任務ならば耐えられるか、さらにもっと長期でも大丈夫かというのを訊き、短期間に限るといふA表の人と、長期でもよいというB表の人により分ける。それから先は、実際に裁判が始まる場合の話だが、準備手続があるので、これはA型の事件かB型の事件かというのをより分け、先程のリストは拘束する性質のものではないが、一応の

参考として、A型事件にはA表の人に問い合わせて出頭を依頼するというような形でやっていけば、幾らか無理が減ると思う。全然駄目というような人は最初から除外し、短い期間ならばサービスできますという人を、争いのない比較的簡単な事件に充てる。否認して争っているような複雑な事件はB型のリストにするという方法も考えられると思う。

(最高裁)

私が一昨年アメリカの裁判所で目撃した選定手続で言うと、裁判官が若い女性を呼んで聞こえないようにぼそぼそと話し、免除された。犯罪に遭ったためにトラウマがあり、刑事裁判をできないから免除されている。

(最高裁)

例えば、同じような被害を受けているというような方を裁量的に免除しなければいけない、裁判員としてやっていただく上には、同じような体験を持たれている方は問題があるという趣旨と思う。

(最高裁)

何らかの形で専断的忌避を認めることになれば、ふさわしいかふさわしくないかは、裁判所の判断というよりはむしろ当事者の判断に委ねられるべきものであり、まず、裁判所がどの範囲で免除を認めるのかを第1段階では考えざるを得ないと思っている。

(松尾委員)

私は、忌避というのはできればやめたい。陪審員制と類似に考えれば、どうしても専断的忌避というようなものが出てくるけれども、今つくろうとしている制度はそれとは違う。裁判所の一員として、裁判官と協働して仕事をするわけだから、特定のこの人に対して忌避をするというようなことは、原則的には認めないという方がよいと思っている。

(最高裁)

例えば、前の犯罪のトラウマがある裁判員という場合、弁護側は、有罪方向に働く、もしくは重い刑に働くというように考えることになると思う。

(田中委員)

弁護側は、この人はどういう人なのかを調べるのか。

(最高裁)

結局、質問権を認めるかどうかということになる。例えば、アメリカでは、あなたは前にこういう犯罪被害に遭ったことはあるか、あるいは死刑事件だと、あなたは死刑制度についてどう思うか、と尋ねる。質問することによって、適否の材料を得る手続が一般的に行われている。日本で、全くそれをしないで済ませられるかどうかという問題につながってくると思う。

(最高裁)

本部の検討会では、専断的忌避制度を入れるかどうかは議論にはなっており、理由なしの忌避を認めるという案も出ている。

(田中委員)

忌避すると言われると傷つく。どうしてそんなことで傷つけられなければいけないんだと思う。要するに、くじに当たって行ったら、弁護側から、あんたは駄目よって言われるわけだから。

(最高裁)

例えば、暴力団の事件で、どうもその組織につながりがありそうだという印象が非常に濃厚であるというような方の事例を考えると、忌避制度が必要だという議論についてなるほどという部分が出てくると思う。

(平木委員)

私は、職業上、心理的なPTSDに関わることが多い。喧嘩をして怪我を受けた人が、半年後に突然眠れなくなったりするというPTSDの症状を出す人が多い。特に、小さいときに虐待された子供は、普通に大人になっているけれども、何かのきっかけで大変なことになる。いったんよいと言って裁判員になって、裁判の途中で大変なことになる人もいるだろう。前もって自分でこういう状況だから困ると言って断れないかもしれない。

(最高裁)

松尾委員は、裁判員制度では忌避を入れるべきではないというお考えなのか。

(松尾委員)

裁判官に適用されているような除斥忌避の仕組みはもちろん必要である。しかし、アメリカでやっているような理由のない忌避は不適當であると思う。裁判官と協働して1個の裁判体を構成するわけだから、仮に過去の経験に基づいて、1人突拍子もないような意見を述べたときに、他の人がそれに耳を傾けるはずはない。全体としては健全な意見になっていく。その人1人を外さなければいかんというような問題は、ほとんど生じ得ないのではないかと思う。

(最高裁)

それは裁判員の人数が何人であるかにかかわらずということになるのか。

(松尾委員)

人数の問題はこれからである。

(最高裁)

意見書はどちらか一方で被告人に不利な結論を出してはいけないというルールがかぶっているから、裁判官とほぼ同数というのがベースになると思う。

(松尾委員)

例えば、裁判員が3人、裁判官が2人、そして3分の2の多数決をとるということにすれば、審議会の出された条件を満たすと思う。

(大木委員)

裁判官は専門家だから、素人が入って一般の意見を述べたとしても、裁判官と数が同じだったらどうなるのか。いくら円満にやったとしても、裁判官の意見に引っ張られていくということはないのか。裁判員の人数が裁判官より少し多い方がよいと素人的には思ってしまう。

(松尾委員)

別にそこで綱引きをやるわけではないから、3人であろうと9人であろうと、裁判員のほうが多いこと自体にはほとんど意味はないと思う。

(大木委員)

一般の人の意見はこうなんだと言ったときに、裁判官は同じ下駄でなく高さがある下駄をはいていると思うから、そのときのギャップをどうやって埋めていくのか。裁判員の人数が多い方がよいように素人は思ってしまう。

(最高裁)

一般の人の意見と裁判官の意見とが対立するというような関係ではない方が望ましいし、この裁判員制度というのは、常時、裁判官と一般の人とが意見を交わしながら、一般の人が疑問に思う部分を裁判官にぶつけていって進めていくのではないだろうか。特に事実を認定する場合は、法律をどう解釈するかということがベースになるから、その部分できちんとコミュニケーションがとれていなければ、何人であろうと難しいことになる。意見書でも、協働して実質的に関与するというように書いてあるが、「協働して」というのは、そういう意味だと思う。

(大木委員)

いろいろ勝手に解釈してしまう部分があるから、正しい情報の提供が必要である。

(平木委員)

逆を考えれば、裁判官の化けの皮が剥がれることだってあるわけではないか。どちらもあるから多分よりよくなっていくだろうという希望は持つけれども。

(松尾委員)

そういう効果は個々の裁判の判決という形よりは、もっと違った形であらわれてくると思う。裁判員の経験者数が増えれば、その人達が会合をしたり、あるいは裁判所が積極的に意見を聞くということもあるだろう。裁判所の中だけで、裁判官だけで考えていたことが、少し違うなという認識に到達する可能性は大きいと思う。

(平木委員)

化けの皮が剥がれるというのは極端な言い方で、国民にだって相互作用が起こることを期待するし、できるようになっていくだろうと思う。

(最高裁)

例えばある職業、自営業の人、サラリーマン、あるいは非常に高度な専門的な知識を要する職業等、その職業を理由に除外するとか入れるというようなことは基本的には考えなくてよいのか。それとも、例えば、典型的にこういう職業に就いている人については、やむを得ない理由があるであろうとして、職業に応じて柔軟に考えていくべきだということになるのか。その辺の感覚は、国民の負担の問題につながってくると思うが。

(平木委員)

例えば、資料6の一覧表で見ると、ドイツは、医師、歯科医師、看護師、助産婦等が免除されるとなっている。その国の医療制度と関わっているわけで、おかしいとかよいとかは言えないと思うけれども、職業によって免除される人を決めなければならぬとしたら、それぞれに相当きちんとした理由が欲しいと思う。私は、ここで医者が全部免除されて果たしてよいのかと思う。救命救急センターにいる医者は免除するにしても、そうではない医者は多数参加できるだろうと思う。

(最高裁)

非常に抽象的に言うと、裁判員制度を取り入れるために社会が払う代償というか負担は何かということだと思う。皆に負わせるべきだとなるのか、職業の内容いかんによって考慮するものであるのか。

(松尾委員)

年齢の下の方も少し問題ではあるが、選挙人名簿は20歳からだから、これは動かない。上は限定できるだろう。

(田中委員)

所得というか、経済的機会とリスクからいくと、リスクがプールできている人は参加しやすいけれども、リスクのプールが難しい人がいる。あそこの親父さんがいないと料理屋はつとまらない、昼飯も出せなくなるとか。他の人でというわけにいかない場合はどうするのか。

(最高裁)

我々が一番心配しているのは、そういう類型をどう扱ったらよいかという問題である。

(最高裁)

3日程度なら何とかなると思われるかもしれない。それが、1週間とか1か月というようなことになると、それは論外だということになってくるだろう。そういうところで、準備手続というのがこれまで以上にものすごく重大な問題になってくる。

(大木委員)

その人がいなくても応援できるという部分だったらいいが、その人がいなければどうしても経済上成り立たないというときが大きな問題である。

社会的な貢献度というものをつくることは難しいのか。参加することによって社会に貢献したんだということで、その会社も認められる。介護保険で何かやったらそれがプラスになって、自分が最後に受けられるというのがあるが、ああいう感覚で持っていくというのも一つの方法ではないかという感じがする。何かの形でそういうシステムがあると違ってくる。

(平木委員)

今、会社はボランティアを勧めている。そういうところに入れてくれる会社はきっとあると思うけれども、国民的にどうするかという問題はあと思う。

(田中委員)

自営業者が絶対困る。「そんなことをやったらおまんまの食い上げだ。」、「お店を立ち上げたところで、1か月も出てたらどうかなってしまう。」、「サラリーマンはいいだろう。俺は困るんだ。」と言ったらどうするのか。

(大木委員)

経済上の問題というのが一番大きなネックである。

(最高裁)

妊娠しているような場合とか、介護者を抱えているとか、これは迷わないだろうけど、今のような職業上の障害というのは非常に判断に迷う話になる。逆に言うと、全部の職種にかけて緩やかに除外を認めなさいということになると、裁判員を引き受けた人が、会社から何で受けてきたと言われるという話になるかもしれない。

(松尾委員)

簡単な事件は本当に2、3日で終わる。それを連続開廷にできれば、3日間来てくれればそれでよいことになる。

(最高裁)

松尾委員が一番懸念されるのは、長期の裁判に耐えられる人が、何か特定の層に偏らないかということだろうと思うけれども、そこはどういうことになるだろうか。

(松尾委員)

最初の母体は無作為抽出だから、そこに作為を加える余地はないが、A表、B表の作成というようなことになると、問題はああるかも知れない。

(最高裁)

そうなってくると、さっきの忌避権の問題につながってくるのかと思う。ある程度当事者を納得させるのは、忌避権を与えているという問題とつながるという感じもしないでもない。

(最高裁)

あなたは短期ができるか、長期はできるかと聞くと、ほとんどの人は短期ならできると言うのではないか。あえて長期でも来るという人については、何か理由があるかもしれない。例えば、実は被告人の方が争う姿勢を示して、長期化させるということが可能なわけで、被告人と結託して裁判員になるということが制度としてあり得るという懸念だと思う。

(大木委員)

経済的なものがないと、やっぱり頑張れないというのが実際の生活している人の考えだろうと思う。経済的ということが一番ネックだとすると、幾らボランティア的だとしても、国民に何とか費用の点を理解してもらって、もう少し手厚くするという方法は考えられないのか。

(最高裁)

制度設計の問題で、できるだけ補償をすべきであるという考えも一方ではあるだろうし、検察審査員と同じでも十分だということだと考え方が変わってくる。

(大木委員)

抽出するときに、ここで掲げられている公務員、教員という人達は、初めから調べて、これは除くといって抽出するのか。

(最高裁)

無作為抽出の最初の段階では、名簿が上がってきた後に調査をすることになると思う。

(大木委員)

若い方の年齢も考えないといけない。上限が60歳というのもどうかという話が出たけれども。

(松尾委員)

選挙人名簿は、衆議院の名簿か。

(最高裁)

選挙人名簿とだけ決まっている。

(最高裁)

検察審査会は、衆議院の選挙人名簿である。年齢は、それとは別に定めることはできると思う。

(最高裁)

田中委員が言われたように、いわゆる裁判員が加わることによって、手続そのものが合理化され、裁判官が社会的トレーニングを受けていくのと同じように、裁判による手続は、もっと健全なもの、あるいは国民の批判に耐え得るものでなければならないことは当然と思う。例えば、不合理な争いとか不合理な訴訟活動というものは、決してプラスにはならなくなるという効果を裁判員制は当然持ってくるだろうと思う。導入することによって、刑事訴訟法を幾らか変えていき、合理化していかざるを得ない。事務的に変えるものと、導入することによって変わっていくものと両方が出てくるだろうと思う。それが、導入する一つのメリットだろうと思う。そういう意味では、審理期間がかなり圧縮できるという点が大きいと思うが、それでも幾つかの事件を考えると、期間的な拘束というものは、非常に負担の重い作業になるであろう。

(松尾委員)

私は以前にアメリカ人の刑法学者の友人に、日本の国民参加を持たない裁判制度というのは、例えて見れば高級レストランのようなものである、と言われたことがある。もちろん公開裁判だから、レストランのお料理を食べるところへは皆出入りできるけれども、料理をつくっているところには全然行けない。国民が裁判に参加するということは、その奥の調理場まで入っていくということなんだ、という比喻を聞いた。そういう意味では、一般国民が一つの事件について、2人でも3人でも奥へ入って行って、裁判官と直接いろいろ話をしながら、判決ができ上がるまでのプロセスを自分の目で見たり聞いたりするということは、十分意味があるのではないかと思う。

(田中委員)

国会で今までこういう議論が取り上げられずに、法曹三者という専門家に任せておけばいいだろうということで、ディレギュレーションになり、司法人口が少ないという議論になってから、司法制度改革審議会ができ、刑事事件についても、こういう裁判員制度ができる。制度を一つ変えるということは、全体に回り回ってくる。

(松尾委員)

刑事手続について日本は決して失敗はしていない。司法制度としてきちんと成功しているけれども、しかし、諸外国と随分違う方向に発展したなという感じはだんだん強くなっている。私は法律雑誌に、ガラパゴス島と評したことがある。ガラパゴスには非常にユニークな生態系が繁栄していてとてもよいところらしいけれども、ちょっとユニーク過ぎるという感じがする。

(田中委員)

経済の分野で、第二次世界大戦後の日本のシステムは帝国陸海軍はないけれども、やはりエンパイア、帝国であって、一つの仕組みをつくり、それがあるところまではうまくいっていたものだから、こんなものだろうと思っていた。けれども、付加価値を生み出せなくなり、今は、若年層の雇用問題にまで波及してきている。以前は、帝国陸海軍が米軍によって倒されて終わったが、第二次世界大戦後の帝国は、行き詰まりの中で終わりかけている。新しいものをつくらなければいけない。経済の分野でも、国の関与によってすごく変わらざるを得ないと思っている。それで、司法にも来るんだという感じはしている。

(最高裁)

次回以降も裁判員について話を伺いたい。今度は、裁判員の中立・公正さを保つためにどのような配慮が必要かという点である。マスコミとの関係が問題になってくと思う。また、裁判員として、本当の意味で事件に加わっていただくためには、どんなことを考慮しなければならないかという点も聞かせていただきたい。

(2)今後の懇談会の進め方

今回は、引き続き「裁判員制度」について議論することとなった。

(3)次回以降の日程

第8回:平成15年3月17日(月)午後3時～5時

第9回:平成15年5月23日(金)午後3時～5時

第10回:平成15年7月18日(金)午後3時～5時

以上